

地域雇用開発促進法に基づく地域の要件の緩和について

1 概要

全国的な雇用情勢の悪化を踏まえ、地域雇用開発促進法に基づく雇用情勢の特に厳しい地域である「雇用開発促進地域」及び雇用創造に向けた意欲の高い地域である「自発雇用創造地域」について、地域要件の緩和を行い、地域における雇用創出の取組みを支援する。

2 地域要件の見直し案(省令等の改正)

(1) 雇用開発促進地域

現行:最近3年間及び1年間の有効求人倍率が全国平均の3分の2(1を超える場合には1)以下の地域であること

⇒ 最近3年間及び1年間の有効求人倍率が全国平均の3分の2(1を超える場合には1、0.5未満である場合には0.5。ただし、全国平均が0.5未満である場合には全国平均)以下の地域であること(※ 下線部分を追加)

※ ただし、大都市圏の地域等の、地域雇用開発の措置を講ずる必要があると認められない地域は対象としない

※ 附則に、現在の同意地域のうち、要件緩和によっても該当しない地域を引き続き対象地域とみなすための暫定措置を規定

(2) 自発雇用創造地域

現行:最近3年間及び1年間の有効求人倍率が全国平均(1を超える場合には1)以下の地域であること

⇒ 最近3年間及び1年間の有効求人倍率が全国平均(1を超える場合には1、1の2/3(0.67)未満である場合には0.67)以下の地域であること

[施行予定日]平成22年4月1日

3 該当地域における支援

(1) 雇用開発促進地域(現行104同意地域(原則ハローワーク圏域単位))

- 要件緩和により対象地域の増加
- 支援措置 → 地域求職者雇用奨励金(事業主に対する助成)

(2) 自発雇用創造地域(現行133同意地域(原則市町村単位))

- 要件緩和により対象地域の増加
- 支援措置 → 地域雇用創造推進事業(パッケージ事業(委託事業))

地域雇用開発促進法のスキーム

厚生労働大臣 一指針の策定

雇用開発促進地域

- 区域 ……ハローワークの範囲を基本(労働市場圏を想定)
- 雇用情勢 ……有効求人倍率が全国平均を一定程度下回る、労働力人口に対する求職者の割合が全国平均以上
- 計画期間 ……3年以内

等

自発雇用創造地域

- 区域 ……市町村単位(単独又は複数)
- 雇用情勢 ……有効求人倍率が全国平均(1倍以上の場合は1)以下
- 重点分野 ……地域重点分野の設定、雇用創造協議会(市町村、都道府県、経済団体等)の設置
- 計画期間 ……3年以内

等

都道府県

一計画策定

市町村+都道府県

地域雇用開発計画

- 区域
- 雇用の動向
- 地域雇用開発の目標
- 地域雇用開発の方策

等

地域雇用創造計画

- 区域
- 雇用の動向
- 地域雇用開発の目標、方策
- 地域重点分野
- 地域雇用創造協議会

等

↔ 関係市町村の意見

↔ 関係都道府県の意見、協議会の議決

協議

関係行政機関の長に協議 →
地方労働審議会への付議 →

厚生労働大臣
一同意

← 関係行政機関の長に協議
← 地方労働審議会への付議

国の支援措置 一地域再生計画、関係省庁の施策との連携

○ 事業主に対する助成

- 事業所の設置・整備に伴う地域求職者の雇入れ助成(40万円～900万円)
- 地域求職者の雇入れを伴う中核的人材の受入れ助成(100万円(中小企業140万円))

等

○ 自発雇用創造地域に該当する場合の助成金の特例措置

○ 地域雇用創造推進事業

- 地域雇用創造協議会から提案される事業(雇用創出、能力開発、就職促進等)の中から、雇用創造効果の高いものに対し、委託費を支給(最大3年間、上限2億円(都道府県が中心となって広域の地域において取り組む場合は上限3億円))

○ 労働者の委託募集に係る特例措置